

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を、株主をはじめ全てのステークホルダーの信頼に応え、企業価値を持続的に拡大していくための最重要課題と認識しております。

現在、当社は監査役制度を採用しております。

当社では、執行役員制度を導入し、経営の監督と執行の分離、権限の委譲並びに業務執行責任の明確化を進めることにより、透明性の高いスピードある経営の実現を図っており、今後ともコーポレート・ガバナンスの充実を目指してまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友化学株式会社	199,434,000	50.12
稲畑産業株式会社	27,282,000	6.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,587,400	4.17
日本生命保険相互会社	10,530,156	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,195,800	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	7,179,700	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	7,000,000	1.76
住友生命保険相互会社	5,776,000	1.45
ニッセイ同和損害保険株式会社	4,928,230	1.24
第一生命保険相互会社	3,248,000	0.82

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	医薬品
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	住友化学株式会社(上場:東京、大阪)
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

住友化学株式会社は、当社の議決権の50.22%を有する親会社であります。が、事業活動を行う上での承認事項等親会社からの制約はございません。アニマルサイエンス事業等で親会社の企業グループと類似した事業を営んでおりますが、その事業内容に共通性がほとんどありません。また、親会社からの兼任取締役は存在せず、経営の独自性を保っております。なお、当社は親会社からの出向者を受け入れておりますが、出向受け入れについては当社の判断により行われており当社の経営・事業活動への影響はないものと考えております。さらに、親会社と当社間で当社の経営の自主性を尊重する旨の確認がなされており、親会社からの一定の独立性が確保されていると認識しております。

親会社と当社の取引に関しては、市場価格を勘案して双方協議の上、一般的条件と同様に決定しております。また、親会社と当社間における重要な財産の処分及び譲受け、並びに多額の借財等につきましては、その決定に際して、親会社以外の取引とその基準を区別することなく取締役会決議を必要としております。さらに、親会社との年間取引金額について、取引の内容毎に取締役会に報告することによって、少数株主を害するものがないことを確認することとしております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 更新

当社では現在、8名の取締役に對して、3名の社外監査役を含めた5名の監査役が選任されております。全監査役と代表取締役との定期的な会談、取締役および使用人から監査役への積極的な報告および協議、監査役と会計監査人の連携、監査役と内部監査部門の連携、そして三様監査の連携等、監査役による監査の実効性を高めるための環境整備に努めております。実効性の高い監査の実施により、経営監視の客観性・中立性は確保できると考えております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役及び監査役会は、期首や決算時に定期的に会計監査人と会合を開催するほか、必要に応じて会合を開催し、積極的に意見・情報交換を行い、効率的に監査を実施するよう努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部は毎月一回会合を開催し、監査役は内部監査部より監査体制、監査計画、監査実施状況の報告を聴取する他、相互に意見交換を行うことにより緊密な連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
石井 通洋	弁護士								○	
臼井 孝之	他の会社の出身者								○	
青木 敏行	弁護士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
石井 通洋	——	石井監査役は、長年にわたり弁護士として活動され、法律についての高度な専門知識を有していることから、当社の監査役として適任と判断しました。
臼井 孝之	——	臼井監査役は、株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)において副頭取、株式会社ロイヤルホテルにおいて社長を務められるなど、経営者として幅広い経験および見識をもたれていることから当社の監査役として適任と判断しました。
青木 敏行	独立役員であります	青木監査役は、高松高裁長官、広島高裁長官、大阪高裁長官を歴任されるなど、法律についての高度な専門知識を有しておられることから、当社の監査役として適任と判断しました。 また、青木監査役は、独立性が高く、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しました。

#### その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役石井通洋は、平成20年度に開催された取締役会16回のうち14回に、また監査役会16回の全てに出席し、監査役臼井孝之および青木敏行は、平成20年度に開催された取締役会16回および監査役会16回の全てに出席しております。  
また、社外監査役は、常勤監査役からの報告を受け、また必要に応じて重要な書類の閲覧、取締役との面談等を通じて、取締役の職務の執行状況を客観的・専門的な見地から監査を行っております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

#### 該当項目に関する補足説明

現在のところインセンティブ制度としては導入しておりませんが、取締役の報酬は、各事業年度の業績を踏まえて合理的に決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

#### 該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

#### 該当項目に関する補足説明

役員報酬につきましては、株主総会で承認された報酬限度額の枠内で各事業年度の業績を踏まえて合理的に決定しております。  
平成20年度に取締役および監査役に支払った報酬等の額はそれぞれ343百万円および89百万円です。なお、当該金額は、当事業年度中に在任した取締役および監査役に対する報酬等であり、当事業年度に係る取締役賞与35百万円を含めた金額であります。  
また、監査役に支払った報酬等のうち、30百万円は社外監査役に対する報酬等の額であります。  
上記のほか、平成17年6月29日開催の第185期定時株主総会決議に基づく打ち切り支給により、当事業年度中に退任した取締役1名に対して役員退職慰労金5百万円を、監査役1名に対して役員退職慰労金7百万円をそれぞれ支給しております。  
なお、平成21年6月26日開催の第189期定時株主総会招集通知を当社ホームページ上に公開しましたが、その中で取締役および監査役に対する報酬等の額を開示しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を含め、監査役監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査役の専従スタッフとして監査役室を設置しております。監査役室では、監査役会事務局、監査役特命事項に関する業務、社外監査役への情報伝達業務を行っております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社は、監査役制度を採用しており、取締役8名、監査役5名の構成であります。監査役のうち社外監査役は弁護士2名と他の会社の出身者1名の計3名であります。

当社では、執行役員制度を導入しております。

取締役会は、原則月1回以上開催し、代表取締役会長がその議長を務め、全取締役と全監査役が出席しております。

経営会議は、一部の執行役員で構成しており、原則月2回以上開催しております。経営会議では、代表取締役社長の意思決定のための諮問機関として、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営上の重要な事項を審議しています。また業務執行状況および業務執行にかかわる重要事項の共有を目的として、全執行役員で構成する執行役員会を設置しており、原則月1回以上開催しております。

監査役会は、全監査役出席のもと、原則月1回以上開催しております。監査役会では、監査に関する重要な事項について、その協議と決議を行い、

また取締役会付議事項の事前確認等も行っております。

各監査役は、監査役会の定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者等との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また重要な決裁書類等を閲覧すること等により、業務執行上の適法性および効率性を中心に積極的に監査しております。

会計監査につきましては、あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。平成20年度に業務を執行した公認会計士は杉本宏之氏、後藤研了氏および東浦隆晴氏であり、杉本宏之氏および後藤研了氏は当社の監査を担当して3年になり、東浦隆晴氏は当事業年度より担当しております。またこの3名の公認会計士に加え、その補助者として公認会計士3名、会計士補等10名、その他4名の合計20名が監査業務に携わっております。

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の組織として内部監査部を設置しております。内部監査部では、内部統制の目的を達成するための基本的な要素を、子会社も含めて重点的に監査しております。また、内部監査部は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についての整備状況および運用状況の評価を行っております。

監査役と会計監査人、内部監査部門はそれぞれ定期的な会合等により連携を進めているところでありますが、あわせて三様監査連絡会の定期的な開催によりその強化を図っております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令で定める2週間前より1週間程度早期に発送しております。 直近の株主総会開催日：平成21年6月26日 招集通知の発送日：平成21年6月4日
電磁的方法による議決権の行使	平成21年6月26日開催の定時株主総会より、議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を含め、電磁的方法（インターネット等）を採用しております。
その他	株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告等を行うなど、活性化のための取組みを実施しております。 また、株主総会招集通知を発送日にあわせてホームページ上にも掲載するほか、外国株主への対応として英語版の株主総会招集通知を作成しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成20年度は、決算発表、第2四半期決算発表にあわせて説明会を実施し、決算状況、研究開発の状況等を説明しております。また、第1四半期決算、第3四半期決算時においてはカンファレンスコールを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社は海外投資家向けへの説明会を定期的に開催しており、平成20年度は、香港（11月開催）・欧州（12月開催）にて海外投資家向けの説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL： <a href="http://www.ds-pharma.co.jp/">http://www.ds-pharma.co.jp/</a> 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、投資家向け説明会資料、アニュアルレポート、株主総会招集通知等を掲載しております。	なし
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート・コミュニケーション部がIRを担当しており、担当執行役員は竹田信生、コーポレート・コミュニケーション部長は樋口敦子です。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念にて、 ・ 顧客視点の経営と革新的な研究を旨とし、これからの医療と健やかな生活に貢献する ・ たゆまぬ事業の発展を通して企業価値を持続的に拡大し、株主の信頼に応える ・ 社員が自らの可能性と創造性を伸ばし、その能力を発揮することができる機会を提供していく を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の経営理念に、「企業市民として社会からの信用・信頼を堅持し、よりよい地球環境の実現に貢献する」ことを明示し、社会・環境活動に積極的に取り組んでおります。また、CSR報告書を発行するとともに、当社ホームページ上にも公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨む旨宣誓しております。また、会社情報の適時開示に係る社内体制を定め、それに基づいて情報開示を行っております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 更新【1】業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針について、次のとおり決議し、その体制の整備に努めています。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)
  - (1)大日本住友製薬行動宣言(実践の指針)を制定し、代表取締役が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
  - (2)取締役及び使用人は、この実践のため、当社の定めた企業理念、経営理念、バリュー及び行動規範に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。
  - (3)中立・独立の社外監査役を含む監査役会により、監査の充実を図る。
  - (4)コンプライアンスを推進する部門及び内部監査を担当する部門を設置して、取締役及び使用人の教育、コンプライアンスの状況の監査等を行う。
  - (5)使用人が、法令・定款上疑義のある行為等について、直接報告・通報することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。
  - (6)金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制について、担当部門を定めて、その構築・評価・維持・改善等を行う。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役は、その職務の執行に係る情報につき、当社の社則に従い、適切に保存・管理を行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

社則を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因への対応力を強化する。全社的なリスクマネジメントを統括する委員会を設置し、リスクマネジメントに関する基本方針を策定するとともに、各部門におけるリスクマネジメントの適正化を図る。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

社則に基づいて、業務分掌、職務権限及び意思決定のルールを明確にし、適切かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を取る。電子決裁システムの導入などを通じ、意思決定の迅速化を図るとともに、社内各本部を設置して代表取締役からの職務執行の権限委譲を適切に行い、職務執行の効率化を図る。
- 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

グループ会社の運営管理に関する社則に基づき、グループ会社ごとに管理する部門、グループ会社運営管理を統括する部門を設定して、グループ会社の経営・業務執行状況の把握・管理に努めるとともに、事業遂行のための適切な支援を行う。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号・第2号)

監査役室を設置し、監査役の職務を補助するため、業務執行部門の指揮・命令に服さない使用人1名以上を監査役室に配置する。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第3号)

取締役及び使用人は、監査役及び監査役会に報告すべき事項及び報告の手続を定めるルールを整備する。
- その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

代表取締役は、監査役及び監査役会と定期的に会合をもつこと等により、監査役による監査が実効的に行われることを確保するための環境整備に努める。

### 【2】反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には断固たる行動をとる」ことを基本方針とし、その旨大日本住友製薬行動宣言に明文化しております。

当社では、反社会的勢力とはいかなる取引も行わない等、排除するための取組みを進めています。また、総務部を対応統括部署とし、所轄の警察署、企業防衛対策協議会、暴力追放推進センター等の外部専門機関との連携を緊密に行い、具体的な関係情報に基づいた社内での注意喚起等、啓発活動を行っております。

## **V**その他

### 1. 買収防衛に関する事項

当社は親会社をはじめ安定株主が多いこともあり、現在特別な措置は講じておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

